

マイナポイント付与対象となる

マイナポイント

マイナンバーカードの申請期限が令和5年2月末まで延長

マイナンバーカードを取得することで、最大2万円分のポイントが受けられる「マイナポイント第2弾」は、ポイントを受け取れるマイナンバーカードの申請期限が令和4年12月末から令和5年2月末まで延長になりました。

ポイント申込期限、カードの新規取得などに対するチャージ・お買い物期限、健康保険証利用申込期限および公金受取口座登録期限については、2月末までにカードを申請された方が円滑にポイント申し込みができるよう、感染状況やカードの申請・交付状況などを勘案し、今後、適切な時期に改めて公表する予定です。

【マイナポイント第2弾】(キャッシュレス決済に使えるポイント)

- ① マイナンバーカードの新規取得で最大5,000ポイント
- ② 健康保険証としての利用申し込みで7,500ポイント
- ③ 公金受取口座の登録で7,500ポイント

【カードの取得申請に必要なもの】

QRコード付き申請書／本人確認書類など

問い合わせ先：町民課 戸籍グループ ☎82-2674

中学生までの医療費(入通院)助成

医療費

医療費の申請はお済みですか？中学生までの医療費が戻ります！

子ども医療費を申請すると、医療機関で支払った入通院・お薬などの医療費が戻ります。乳幼児(受給者証の色：白色)・ひとり親家庭等(黄色)・重度心身障がい者(緑色)医療費受給者証をお持ちの子どもは、提示後に医療機関で支払った医療費が戻ります。

【申請期間】受診日の翌月1日から2年以内です。

【申請に必要なもの】領収書・保険証・保護者の口座番号が分かるもの

問い合わせ先：町民課 後期高齢・医療給付グループ ☎82-2325

健診

国保特定健診、受け忘れていませんか？

1) 町内各医療機関での個別健診

受診するには、令和4年4月以降に送付している「国保特定健康診査受診券」(A4薄青色)が必要です。受診券がない場合は再交付ができますので、下記まで連絡してください。

各医療機関へお問い合わせください。生田医院以外は予約が必要です。

《実施機関》

町立病院(☎82-2181)、生田医院(☎83-4126)、藤田内科クリニック(☎82-1211)、北海道リハビリテーションセンター診療所(☎87-2611)

2) 通院中の検査結果提供による健診受診

3月31日まで

◎町内医療機関通院中の方

通院時に各医療機関で相談してください。特定健診項目(身長・体重・腹囲・血圧測定・尿検査・血液検査)のうち、普段検査をしていない項目が、無料で追加検査できます。(通常の診療費はかかります)

◎町外医療機関通院中の方

通院中の検査結果を健康福祉課へ提出していただくことで、特定健診の結果として受領します。特定健診の検査項目を満たす必要がありますので、詳しくは下記まで問い合わせしてください。

問い合わせ先：健康福祉課 健康推進グループ ☎82-5541